

# 福岡県公報

平成十八年二月二十二日  
第二千四百九十九号  
増刊 ①

## 目次

### 告 示 (第三百五十八号—第三百六十五号)

○福岡県国土調査事業補助金等交付規程の一部を改正する告示

(農地計画課) ……………一

○水質汚濁防止法第十四条の六第一項の規定に基づく生活排水対策重点地域の一部改正

(環境保全課) ……………一

○水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域の一部改正

(環境保全課) ……………一

○水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域の一部改正

(環境保全課) ……………一

○水質汚濁防止法第十四条の六第一項の規定に基づく生活排水対策重点地域の一部改正

(環境保全課) ……………一

○水質汚濁防止法第十四条の七第一項の規定に基づく生活排水対策重点地域の一部改正

(環境保全課) ……………一

○水質汚濁防止法第十四条の七第一項の規定に基づく生活排水対策重点地域の一部改正

(環境保全課) ……………一

○水質汚濁防止法第十四条の七第一項の規定に基づく生活排水対策重点地域の一部改正

(環境保全課) ……………一

## 告 示

### 福岡県告示第三百五十八号

福岡県国土調査事業補助金等交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十八年二月二十二日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県国土調査事業補助金等交付規程の一部を改正する告示

福岡県国土調査事業補助金等交付規程(昭和三十二年四月福岡県告示第四百二十七号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項第二号を次のように改める。

二 地籍調査 直接経費と附帯経費の相互間における経費の流用で、流用先の経費の三十パーセント(当該流用先の経費の三十パーセントに相当する額が三百万円以下であるときは三百万円)を超える増減

### 附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の福岡県国土調査事業補助金交付規程の規定は、平成十七年度の補助金から適用する。

### 福岡県告示第三百五十九号

水質汚濁防止法第十四条の六第一項の規定に基づく生活排水対策重点地域の一部を改正する。平成十八年二月二十二日

平成十八年二月二十二日

福岡県知事 麻生 渡

題名中「第十四条の六第一項」を「第十四条の七第一項」に改める。

告示文中「第十四条の六第一項」を「第十四条の七第一項」に改める。

二 重点地域の範囲を次のように改める。

宗像市の区域のうち平成十五年三月三十一日における宗像市の区域及び宗像郡玄海町の区域(田島地区、池野地区及び神湊地区の江口区に限る。)。ただし、下水道処理区域を除く。

### 福岡県告示第三百六十号

水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域の指定(平成七年四月福岡県告示第六百七十一号)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十日から施行する。

平成十八年二月二十二日

福岡県知事 麻生 渡

告示文中「第十四条の六第一項」を「第十四条の七第一項」に改める。

二 重点地域の範囲中「甘木市全域」を「朝倉市の区域のうち平成十八年三月十九日における甘木市の区域」に改める。

**福岡県告示第三百六十一号**

水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域の指定（平成十八年三月福岡県告示第四百七十九号）の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十七日から施行する。

平成十八年二月二十二日

福岡県知事 麻生 渡

告示文中「第十四条の六第一項」を「第十四条の七第一項」に改める。

二 重点地域の範囲中「稲築町全域」を「嘉麻市の区域のうち平成十八年三月二十六日における嘉穂郡稲築町の区域」に改める。

**福岡県告示第三百六十二号**

水質汚濁防止法第十四条の六第一項の規定に基づく生活排水対策重点地域の指定（平成十九年三月福岡県告示第四百七号）の一部を次のように改正し、平成十八年三月六日から施行する。

平成十八年二月二十二日

福岡県知事 麻生 渡

題名中「第十四条の六第一項」を「第十四条の七第一項」に改める。

告示文中「第十四条の六第一項」を「第十四条の七第一項」に改める。

二 生活排水対策重点地域の範囲中「金田町全域」を「福智町の区域のうち平成十八年三月五日における田川郡金田町の区域」に改める。

**福岡県告示第三百六十三号**

水質汚濁防止法第十四条の七第一項の規定に基づく生活排水対策重点地域の指定（平成十一年四月福岡県告示第七百六号）の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十日六日から施行する。

平成十八年二月二十二日

福岡県知事 麻生 渡

二 生活排水対策重点地域の範囲中「穂波町全域」を「飯塚市の区域のうち平成十八年三月二十五日における嘉穂郡穂波町の区域」に改める。

**福岡県告示第三百六十四号**

水質汚濁防止法第十四条の七第一項の規定に基づく生活排水対策重点地域の指定（平成十二年四月福岡県告示第六百七十二号）の一部を次のように改正する。

平成十八年二月二十二日

福岡県知事 麻生 渡

二 生活排水対策重点地域の範囲を次のように改める。

久留米市のうち平成十七年二月四日における三潞郡城島町及び三潞町の区域並びに大木町全域

**福岡県告示第三百六十五号**

水質汚濁防止法第十四条の七第一項の規定に基づく生活排水対策重点地域の指定（平成十五年四月福岡県告示第七百八十八号）の一部を次のように改正し、平成十八年三月六日から施行する。

平成十八年二月二十二日

福岡県知事 麻生 渡

二 生活排水対策重点地域の範囲を次のように改める。

田川市、香春町、添田町、糸田町、川崎町及び大任町全域並びに福智町の区域のうち平成十八年三月五日における田川郡赤池町及び方城町の区域